

## 東京都児童福祉審議会 第4回専門部会 議事録

- 1 日時 平成17年2月21日(月)午後6時01分～午後8時11分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6
- 3 議事
  - (1) 資料説明
  - (2) 中間のまとめ(案)について
- 4 出席委員  
部会長 庄司順一委員  
委員 大谷久雄委員、鈴木祐子委員、瀬戸純一委員、田辺まさ子委員、  
福田茂雄委員、村井美紀委員、山田昌弘委員、江川修己臨時委員、  
工藤定次臨時委員、渡辺利子臨時委員  
オブザーバー 網野武博委員長
- 5 資料
  - (1) 東京都児童福祉審議会 専門部会委員名簿
  - (2) 東京都児童福祉審議会 専門部会行政側名簿
  - (3) 東京都児童福祉審議会 審議経過及び今後の日程
  - (4) 東京都児童福祉審議会中間のまとめ(案)(参考資料) キーワード解説
- 6 議事録(全文)

### 開会

○中山少子社会対策部計画課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本日は専門部会の委員全員が御出席の予定でございます。福田委員が少々遅れるとの御連絡をいただいておりますが、そのほかの委員の方はお揃いですので始めさせていただきます。

初めに、お手元の会議資料の御確認をお願いいたします。資料1は東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿、資料2は東京都児童福祉審議会行政側名簿でございます。資料3は、本審議会のこれまでの審議経過及び今後の日程の表でございます。それから、資料4といたし

まして、本審議会での中間のまとめ(案)の概要と、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」という本文(案)を置かせていただいております。それから、参考資料といたしまして、本文の後ろにつける予定でございますが、キーワード解説を置かせていただいております。

なお本日の議事内容については、後日、東京都福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、庄司部会長に進行をお願いいたします。

○庄司部会長 それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第4回専門部会を開催いたします。

昨年の11月以降、延べ3回にわたる企画起草委員会で様々な御意見をいただき、検討を重ねてまいりました。本日は企画起草委員会で検討してきた中間のまとめ(案)を専門部会として審議することになります。事前に事務局から中間のまとめ(案)を送らせていただきましたので、委員の皆さんは一通り、目を通していただいているかと思えます。また、本日は専門部会のため、議事録は公開ということになります。

まず、事務局から、中間のまとめ(案)などの資料について説明を受け、続いて、意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、資料3から5、及び参考資料の御説明をいたします。

まず資料3でございます。本審議会のこれまでの審議経過及び今後の予定でございます。御案内のとおり、今期の審議会のテーマは「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」ということでございますが、このテーマに沿いまして、中間のまとめに向けては、社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方をまとめるということで、これまで審議をいただきました。

昨年6月23日に第1回本委員会を開催いたしまして、今期の審議テーマを決定いたしました。その後7月13日に第1回専門部会、8月26日に第2回専門部会を開催いたしまして、現状の認識と課題の把握、それから当事者からの御意見をいただく場を設定させていただきました。9月16日には第2回本委員会を開催いたしました。これは、今年度末までに策定する予定の次世代育成支援東京都行動計画の策定に向けて、委員の先生方から御意見をいただく場を設けたものでございます。10月7日には第3回専門部会を開きまして、論点整理項目について検討いたしました。その後、中間のまとめの策定に当たりまして企画起草委員会を設け、11月22日、12月24日、17年1月31日と3回の企画起草委員会を開き、中間のまとめ(案)を検討してまいりました。本日は第4回専門部会ということで、企画起草委員会で御検討いただきました中間のまとめ(案)を専門部会に報告し、委員の先生の御意見をいただく予定でございます。

今後の予定でございますが、専門部会等で検討し、御了承いただいたものを本委員会に報

告をして御了解をいただく予定となっております。

続きまして、資料4の御説明をいたします。概要版と本文をあわせて御覧いただければと思います。時間の関係もございますので、できるだけ簡潔に説明をさせていただきます。

全体の構成でございますが、本文の「もくじ」の部分を御覧ください。まず「はじめに」というのがございまして、あとは4段階の構成になっており、最後に「おわりに」という形でまとめてございます。

第1の「社会的養護の下に育つ子どもへの自立支援の必要性」のところでは、社会的養護の下に育つ子どもたちのいろいろな意味での課題を掲げて、入所等のときから真の自立に至るまで社会全体で支援体制を整備すべきであるということ、まず記述してございます。

第2の「自立支援を考える視点」では、(1)の「自立とは何か」ということで、自立の定義を明確にしております。生きる力を身につけ、就労し、そこから生活するための収入を得ながら職場や地域との良好なかかわりを持って暮らしていくこと。それから(2)の「自立支援の方向性」といたしまして、社会的、心理的、経済的、3つの側面からの援助を効果的に組み合わせるべきこと、施設入所、里親委託中から計画的、体系的に援助すべきであることを記載してございます。

それから、第3の「社会的養護における現状と課題」のところは、さらに4つの構成としてございます。

(1)の「社会的養護の状況」では、現状について分析をしているということで、ポイントとしましては、家庭や地域の養育力が低下している。それから、児童養護施設の入所率は高水準で推移している。手厚い援助が必要な子どもの入所が増加している。

(2)の「施設における養育上の課題」では、集団生活のための管理的制約等から生きる力を身につけにくい現状があること。それから、生活のスキルや地域とのかかわり方、職業観等を身につけることが困難であるといったような内容を記載してございます。

(3)の「里親制度の課題」のところでは、制度周知が不十分、あるいは、親の承諾が得にくいなどにより、登録家庭数、委託児童数、ともに期待ほど増えていないこと。それから、地域の無理解や大学進学の際の経済的負担等、養育家庭の経済面、心理面での負担が大きいことなどを記載してございます。

(4)の「措置（委託）解除後の課題」は、転・退職が多いなど、就労状況が不安定な状況にある。それから、18歳になると、いわゆる、生きる力が不十分なまま措置解除されるため、職場の人間関係などに適切に対応できないものが多いといったような内容でございます。

次に、第4の「これからの自立支援のあり方」ですが、こちらも4つの構成としてまとめてございます。(1)の「社会的養護の基本的考え方」。ポイントとしましては、子どもが健やかに育つためには地域が育てるという視点が必要であること。子育て家庭の見守り支援の仕組みづくりを地域で進めるべきであること。家庭で暮らせない子どものためには、家庭にかわって社会が養育する仕組みを整備すべきであること。社会的養護は量的な需要にこた

えるだけでなく、子どもの育ちを保障する機能、家族関係を調整する機能、自立を支援する機能、社会に出た後の、いわゆるアフターケア機能を備えるべきであるということです。

(2)の「社会的自立に向けた支援」では、初めに「家庭的養護の推進」という項目立てをしております。養育家庭制度につきましては、家庭的養護の割合を3割まで高めること、制度周知の徹底、サポート体制の整備等の仕組みを構築すべきであること、指定要件の緩和などによりファミリーホームを増やすべきであること、それから、これは児童福祉法の改正とも絡みますけれども、職業指導里親制度を実施すべきであることなどを提言していただいております。次にグループホーム制度につきましては、全施設でグループホームを設置すべきであること。将来的には都内に数カ所のサテライト型施設が設置されるべきであること。

それから、「施設本園改革」という項目のところですが、施設本園では、生活集団の小規模化による個別的ケアの実施が必要であること、心理的、医療的ケア体制の整備や、職員の研修強化による専門性の向上が必要であることなどを提言していただいております。

(3)「心理的自立に向けた支援」でございますが、まずアとしまして、「施設本園における適切な治療的ケア」について記述してございます。施設本園では、専門的、治療的ケア体制の整備と、子どもが持つレジリエンス、回復する力の引き出しが必要であること。それから、職員のスキルアップ、コミュニケーション能力、知識、情報等が必要であること。

イの「継続性のある自立支援」では、自立支援計画策定に当たって、子どもの参画による自立能力の向上が必要であること。それから、措置解除後の社会生活を見通した継続支援の仕組みの形成等、いわゆる、助走期間の充実が必要であることなどの提言でございます。

次に(4)の「経済的自立のための支援」です。アの「就労支援」では、施設入所中からの職業観形成のための教育が必要であること、地域の企業等と連携した職場体験が必要であること、資格取得のための経費補助の検討が必要であることを御提言いただいております。

イの「継続支援のネットワークの構築」では、就労した子どもへの緊急避難場所の提供、生活習慣の立て直し、就労支援に至るまで支援を連続的に行うため、自立援助ホームを中心に、若年者就労支援ネットワークの構築が必要であること、それから、自立援助ホーム等における「ふらっとホーム」、居場所の機能の確保が必要であることなどを御提言いただいております。

最後に「おわりに」としまして、この中間のまとめを整理してございます。ポイントとしましては、民間企業やNPO法人が集中している大都市のメリットを最大限生かして、民間と協働すべきであること。それから、東京都だけでは実現困難な施策については、その実現に向けて積極的に国に働きかけるべきであること。例えば、自立困難な児童については、18歳を超えても措置継続などが必要であるといったようなことでございます。

以上が、この中間のまとめの概要の部分でございますので、後ほど、また皆様方からの御意見をいただきたいと思っております。

それから、参考資料としましてキーワード解説がございます。本文の後ろにこういった語

句説明をつける予定でございますので、御覧いただきまして、記載の仕方、あるいは、この中に入れ込むべき事項等がございましたら、御意見等をいただければと思っております。以上が資料4のご説明でございます。

あと、村井先生、渡辺先生からのご意見ですが、実は事務局のほうに、今朝いただきましたので、本日お示しした本文の中には反映してございません。後ほど、この修正案等を御紹介いただきながら、皆様方で御審議いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○庄司部会長 事前にお送りした資料と、今日お手元にある資料4とは、大幅に変わったわけではないですけれども、一部、修正されています。そういった意味では、この資料4を御覧いただきながら御検討をいただきたいと思えます。全体が関係していますが、あまり議論があちこちになってもいけませんので、とりあえず、「はじめに」と、第1の「社会的養護のもとに育つ子どもへの自立支援の必要性」、それから第2の「自立支援を考える視点」について、まず御意見をいただきたいと思えます。文章表現の問題で、「て、に、を、は」などについては後で事務局のほうに言っていただくことにして、内容に関して、何か御意見があればいただきたいと思えます。いかがでしょうか。最初に、村井、渡辺委員から、御意見を説明していただきましょうか。

○村井委員 事務局には、本当に今朝送ったので驚き上がったことだろうと思われま。申しわけありませんでした。でも、このように載せていただいてありがとうございます。少し、渡辺さんと私とで分担してやったので、私のところと渡辺さんの思いが届くように御説明させていただきたいと思えます。

私は特に、3ページ目の「社会的養護のもとに育つ子どもへの自立支援の必要性」というところの3項目目、「18歳を迎えると」というところに、どうも後ろのほうには、18歳以上の子どもの自立支援だけではなくて、「15歳以上の」というふうに書いてありますので、そういう点では、「18歳を迎えると」だけではなくて、「18歳未満であっても」という形で触れるべきではないかというふうに思ったので、このようにつけ加えさせていただきました。あとは、渡辺さん。

○渡辺委員 続きまして、大きなところとして、3ページの4つ目の○になります。「18歳を迎えた子どもたちは」、これは15歳も含みますので、「こうした」というふうなことになると思いますが、「社会に出て働き、独り立ちしていくことになる。きちんと独り立ちして暮らしていければよいが」というところを、「しかし、年齢相応の基本的、基礎的な」というふうな書き方に変更するのはどうかということ。それから、ここで、就労のこと、職場での人間関係に力点が置かれていますが、基本的には、一人暮らしの中で生活を営む面ということにおきましても、食事を十分にできないとか、朝、起きにくいなどのために基本的な生活が

狂ってしまうことと、就労との関係も出てきますので、それをここに加えたらどうかということで、お手元の資料の文章を作成してみました。お読みいただければと思います。

続いての項目ですが、「また、社会的養護の必要な子どものほとんどは」というところの表現の中に、できましたら、愛着関係の形成がなされていないという状況、それから、不適切な養育環境に置かれてしまったという項目、これらを盛り込んでいただけないかということ。

それから、「情緒面、知的面、行動面など様々な面で問題を抱えており」という表現がありますが、これにつきましては、子どもたちは、こういった環境の中で育つために抱えさせられてしまったということです。できれば、「抱えている」というよりは「抱えさせられている」という表現に直していただければということです。

続いて、次の項目になりますが、ここは、文章の途中、「もう一つは」のところで分けていただいて、さらに、後段の部分に加筆していただけないかということです。基本的信頼関係、あるいは愛着関係を基盤とした心理的な安定が自立支援の前提条件であるということ、あえて、ここに入れていただく必要があるのではないかということ。それから、前段の文章ですと、交代勤務のために多くの職員がかかわらざるを得ないという表現ですが、もう少し具体的にイメージが膨らむように、1日の生活の中で複数の職員が入れ代わりでかわらざるを得ないという現状を、もう少し説明的に入れてはどうかということで文章を構成いたしました。

それから、次の項目になります。「社会的養護の下に育つ子どもたちも、もちろん次の世代を担う一員であり」という前のところで、社会的養護が子どもの権利であるということ、それを保障するのが社会的養護の使命であるというような、そういったニュアンスを盛り込めないかということで、「健康な成長・発達・自立は権利であり、その権利を保障することを社会的責任において果たすために」というふうな文言を入れさせていただきました。

続けて、5ページ目の「自立とは何か」のところは村井先生とも非常に悩んだところなのですけれども、「自立とは単に他者に頼らず、一人で何でもできる状態」、つまり、18歳、あるいは15歳で卒園していくときに、この状態になっていることを目指すというよりは、独立した存在としてももちろん尊重されるけれども、あわせて、孤立した存在ではなくて、社会生活を送る中での他者との関係性を持ちながら自己実現を図っていく。できれば状態として、そこに完成するというよりは、プロセスなんだということを折り込みたいという意図で、このようにいたしました。

続いて、2項目のところ、「自らの考えを伝えるコミュニケーション能力などがあげられる」というところに、「コミュニケーション能力を含めた人間関係形成力」、こういう表現が適切かどうか悩むところではありますが、これらを含めた人間関係をつくっていく力というものが入れられないかということです。

続きまして、「心理的要素」というところでは、入所している子どもたちの多くが自己肯定観を非常に持ちにくく生活しているということもあります。そういった前提を踏まえて、

「自己を肯定的に受けとめることができ」という表現をここに盛り込んでいただければということ。もう1点は、「物事の決定を人に委ねるのではなく」という表現がありますが、人に委ねるか、委ねないかも含めて自己決定ということであると思いますので、この部分は外していただいて、むしろ、他者との協調の中で、みずからの意思で決定していく、そういう表現を御検討いただければと思います。

それから、「経済的要素として」以降の3項目については少し整理をしていただければということでの提案になりますが、「経済的要素としては、何らかの仕事につき、そこから生活するための糧を得る。すなわち働いて生活するための収入を得る能力である」という形でまとめ、5段目と6段目については、「これらの要素が総合されて生きる力となる」ということとあわせて、「この生きる力を身につけて」とまとめたらどうかという提案です。

次に、「自立支援の方向性」についての1項目目になりますが、2行目の「乳幼児期からの生活環境」の前の部分に、「周囲との人間関係（愛着関係あるいは基本的信頼関係）」、これも非常に重要なことですので、ここに入れていただければということです。それから、同じく次の項目になりますが、これもくどういようですが、「基本的信頼関係を基盤とした心理的に安定した人的・物的環境の中で」ということを入れていただきたいということです。

○庄司部会長 はい、ありがとうございました。今、「はじめに」と第1「社会的養護のもとに育つ子どもへの自立支援の必要性」、及び第2「自立支援を考える視点」のところを検討しているわけですが、村井、渡辺委員から修正案が送られてきたので、それを説明していただきました。その修正のポイントは、私としてもよくわかる感じがするんですけども、この村井、渡辺委員の案についての御意見でもいいですし、あるいは、それぞれのお考えで、この新しいまとめの案で言えば、6ページまでのところで何か御意見はございますか。どうぞ。

○山田委員 3ページの最初のところあたりを中心に考えを述べさせていただきますが、この書き方ですと、親に養護されている人はもうそれでオーケーで、親に養護されていない人は、みんな社会的養護の下に育つというふうな二分法になっているんですね。つまり、親がいるのか、いないのかわからない、社会福祉施設に入っていないのだけれども、養育力が弱い親のもとで育っている子どもとか、入り損ねてと言うのも変な話ですけども、社会的養護施設にかかわらずに放置されてしまった青少年とかが、ちょっとこれに入ってこないで、どこかにその問題があるということを入れる必要があるだろうというのが第1点です。

この第1の最後に、社会的養護の下で育つ子どもにそういう問題が集中的にあらわれることは当然だけれども、これはそうではなくて、自立支援が必要な若者対策のモデルになるとか、自立支援につなげるものとして考えるというのを、ぜひ、入れていただきたい。最後の今後の展開のところで、それにつながるものを入れれば、それに照応しているかなと思います。

ます。

あと、5ページのところで、私も「自立とは何か」というのでいろいろ考えるのですけれども、どこかに自立と孤立は違うというのをはっきり入れておいたほうがいいかもしれない。私は、最近、自立と孤立は、むしろ反対の、孤立している人は自立していない人であると思っています。つまり、自分が評価したり、されたりする集団にちゃんと所属できるということ。多分、ここで述べられているコミュニケーション能力とか、かかわりとか、あるいは渡辺さん、村井さんに書いていただいたところというのは、多分、そこも含まれているのだと思うので、それに近い表現を1項目、入れていただければと思います。以上です。

○庄司部会長 はい、ありがとうございました。一つは、施設にいて、あるいは里親の下にいて社会的養護を受けているということではなく、そういう二分法の考え方ではなく、親といたり、あるいは、親に十分ケアされない若者もいて、そういった人たちへの自立支援ということも視野に入れるべきであるということ。もう一つは、自立と孤立は違うということ。ここでは、初めのころからそういう議論はあったと思いますが、それを明確に入れるということで、この2点についても、多分、委員の合意が得られる内容だと思いますが、ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○瀬戸委員 中間のまとめは、基本的には東京都に対して出されるものですね。とはいえ、都民向けといいますか、都民の理解も得なければいけないという意味合いもあると思うんです。なぜこれを出すかは、「はじめに」というところに書いてありまして、あと、「おわりに」というところでもまとめてあるんですけども、6ページまでのところで、18歳を超えていろいろな措置をしなければいけないということがポイントになっていると思います。それなら、なぜそうなのか、それが大事なのかということも、もう少し、「はじめに」のところか、「おわりに」の一番最初あたりに書き込んだ方がわかりやすいのではないかと思います。児童福祉とか、そういう観点からだけではなく、この社会を動かしていくためにも本当に必要なのだという視点、それを初めの段階のわかりやすいところで入れたほうがいいのではないかとということが第1点。

3ページの一番下のところで、「入所時から真の自立に至るまで」という言葉があるのですけれども、真の自立というのが、ここで書かれている、自立とは何かというところをクリアしたというふうに判断できるのが真の自立だとすれば、これは幾つまで、まあ、40、50になっても真の自立ができていない人がいるかもしれませんが、一般的にはやはり、ある程度のところまで行ったら、あとはもうということはあると思うんです。20代なのか、30代なのかわかりませんが、そういうことが必要だということを一般の人に理解してもらうためには、真の自立というと、いつまでもずっと続くような印象がなくもないので、おおよその見通しといいますか、目星というのでも、表現はいろいろあるでしょうけれども、そういうものを入れてもらったらどうかというふうに思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。この中間のまとめは東京都にお出しするものであるにしても、都民の方にも訴えたいものですし、ほかの自治体にも訴えたい、そういったものですので、そもそも、なぜこういった問題を取り上げたかということが明確になるように、これは「はじめに」というところで論ずる必要があるかなと思います。

それから、確かに、この3ページのところの真の自立というのはなかなか難しい表現ですね。自立は一生かかわる問題かもしれませんし。ただ、現実問題として、特にここでは、社会的養護の下にある子どもたちの自立ということを考えると、この表現をもう少し工夫する余地があるようにも思います。この真の自立についてはいかがですか。

○工藤委員 自立という場合に、多分大きく二つに分かれると思うんです。精神的なもの、経済的なもの。ウェートをどこに置くかだと思います。心理的なものと言ってしまうと、ものすごくロングだし、経済的ななら、基本的には、飯を食う能力みたいな。いろいろな方がおっしゃったけれども、経済的自立は飯を食う能力ということに限定してはまずいんですかね。経済的に自立するという、その自立という言葉がつくから食えというだけだけれども、まずいんでしょうかね。多分、都民とか、一般の人々に経済的自立と言ったら、飯を食う能力と、単純にそれは一致するのではないかと思うんですけれども、それ以上の表現が必要なのでしょうか。

○庄司部会長 ここは、経済的自立は、経済的な面も含んだ自立という言葉だと思います。ただ、経済的な自立も、安定して飯を食える、一度就職したら、それで自立かということ、必ずしもそう言えない現状がありますよね。

○工藤委員 そうしますとこれは、例えば、児童養護施設で育った子どもだけがそうなのかというように、一般的には、多分ものすごく問題が広がり過ぎてしまうと思います。今言っているのは、もう少し絞り込んだ、児童養護施設みたいな、あるいは、そういう保護を受けざるを得ないような子どもたちの自立支援のあり方ですよね。僕は、そこは、本来は限定的に言ったほうがいいのではないかという保守的な意見です。

○村井委員 この委員会が始まってからずっと、自立は一体いつまでかという議論を避けてきていたような気がするんです。避ける発言を私は今までしてきました。しかし、中間のまとめの段階に当たっては、一応のめどとして、大体、何歳ぐらいまでを視野に置いてこれを論じているのかというのを、そろそろ出してもいいのではないかと思うんです。例外を言い出したら切りがないし、一律ではないというのは重々承知しているし、私はそれを言う側にいるんですけれども、ただ、何歳ぐらいまでを想定してこの文章を考えているのかということ、もう出さないとまとまらないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○庄司部会長　それで、村井委員の意見はどうか。

○村井委員　25歳。根拠はない。もし、根拠を言うのであれば、大学進学した学生が卒業して、働いて3年ぐらいと。最終学歴プラス3年というのが私の適齢期、こういうのを家族社会学の先生の前で言うてはいけないのだけれども。18歳を超えても支援が必要だというのは、もちろん一致しているんですね。そうだとしたら、大学生までの年齢の22歳というのが案で出るでしょうし。扶養できるのは何歳まででしたか、親の扶養家族になるのは。

○山田委員　それは学生であれば何歳まででもいいはずです。

○工藤委員　年齢は関係ないです。扶養家族になっている人間がいっぱいいます。

○村井委員　なるほど。困ってしまったな。

○庄司部会長　一応、25歳ぐらいと。渡辺委員。

○渡辺委員　年齢で区切ることの難しさというのを、実は非常に感じておりまして、真の自立に至る状態というのは、人間は多分、一生涯をかけて獲得するだろうと。そうなれば、年齢を区切るのは難しいのですが、ただ、今日の案では「ライフステージに応じた」という言葉に変わっているかと思います。ちょうど15年前に児童養護施設で担当していた中学校の子どもたちと15年ぶりに会うと、30歳前後。そうすると子どもたちが結婚して子どもを持って、その子どもが1歳、2歳、あるいは5歳ぐらいまでの生活の様子を見てみると、結婚の時期、あるいは出産の時期、それから、子育てのとき、ライフステージの中での何かの出来事のときに、ふと、相談に乗ってもらえる人が周囲にいてくれるといいなということを実感いたします。

これは私のスタンスなのですけれども、相談をしたいと思う側の人間がもう要らないというときまで相談をするのが、受ける側がいつまでだよと切るのではなくて、相談をしたいと思う人間が、その必要な時期に相談ができるということが重要ではないかと思いますので、年齢でいつまでが対象という切り方というのはいかがなものだろうかというふうには思います。

○山田委員　年齢を、各自が勝手に言うのは全然構わないのですけれども、こういう公の文章で年齢をはっきりしてしまうことによる逆効果のほうが私は怖いのです。これを25歳にしてしまいますと、つまり、日本はパラサイト社会ですから、25歳までは親におんぶしていいのだというふうに子ども側が思ってしまうし、逆に親のほうも、社会的ならいい

ということはないですけれども、25までは面倒を見なければいけないのだったら、子どもの数を減らさなければと思う人が多い。つまり、18で自立してしまうというのは変ですけれども、自立できる人もいるわけですから、逆に、年齢をパンと出すことによる、本来の意味とは別の効果というのが出てきてしまうというのを私は懸念するので、どちらかといったら曖昧にしておいたほうが良いなと思っています。すごくこだわるといわけではないですが。

○大谷委員 今のお話で行きますと、逆の立場で、私も子どもの親なのですけれども、親の子離れという部分もあると思うんです。子どもはどんどん親から離れていきたいと思う場面があっても、親がなかなか、あれこれ面倒を見たがるというのでしょうか、世話を焼きたがるというのでしょうか、そういう場面もあると思います。ですから、先ほどいろいろな委員の方がおっしゃったように、お考えはいろいろあると思いますけれども、やはり、今、山田先生がおっしゃったように、はっきりとここで決め込む必要はないのかなと、私はその意見に賛成でございます。

○庄司部会長 はい、ありがとうございます。生涯にわたってという考え方もありますけれども、ここでは、社会的養護を必要とする子どもたちに具体的な施策を提言したいというふうにも考えています。そういった意味では、ずっとというよりは、ある年齢ということを中心には置きますけれども、ただ、この文章の中で何歳までというのはなかなか書き切れなと思うんです。「真の」というのは哲学的な議論の起きる表現ですので、「真の」という言葉は取って、「自立に至るまで」ということで。ただ、施策として必要なのは、やはり18歳からの数年間、20代半ばとか、20代後半ぐらいまでというのが、きっと今、求められているというふうには思います。ただ、年齢の表記というわけにはいかないのかなと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○工藤委員 実は、この最後のほうの(4)で、自立援助ホーム等における「ふらっとホーム」とか「若年者就労支援ネットワーク」で、多分年齢関係なくそういうものをフォローするわけですね。その充実ということで、例えば、年齢を区切るということではだめなんですか。多分施策としては、経済的なものであるとか、いろいろなものの裏づけがあってどうするかという話になると思うんです。例えば、何かの法律をつくろうとか、あるいは、支援策をつくろうといった場合。そこにおいて年齢が曖昧なままで基本的にできるのかということも、やはり考えるべきではないかと思うんです。

例えば、ドイツで青少年法というのができる。おおむね支援体制というのは25歳から3年ですから、およそ27歳まで。これはイギリスも同じような支援体制になっています。ちょうど25歳で切って、それから最大延長を3年みたいな形で27で区切るようなことは、施策を実際に行うときの一つの形なのだろうと思うんです。25歳で切ると、25が最高年

年齢で、そこから何年みたいな形の、おそらく延長というもので27ぐらいで落としどころを考えているのだろうなとは思っています。年齢は区切ったほうが、むしろ、本来的にいいと思うんです。

その次に何が必要なのかといった場合には、じゃあ、社会的にどう整備するかというものは、一つ別の課題としてとらえていいのではないかというふうに思います。必要ないと言っているのではないです。全体の青少年群像の成長みたいな問題に対して必要だよねと、そこまで、ある一定年齢を切って、それからそういう延長のような期間という形もとり得るということではどうでしょうか。

○山田委員 別に私、具体的な施策において年齢を区切ってはいけないと言っているわけではなくて、自立すべき年齢を何歳というふうに最初のほうでレッテルを張ってしまうと、それが一人歩きするとまずいなと思っているわけです。ですから、年齢を、例えば、介護保険が40歳は何でとか、女性が遺族年金を受け取るために子どもがない場合は30歳未満だったら5年で受け取れなくなってしまうとか、あまり根拠はないのですけれども、そういう施策、とにかく、根拠はないのだけれども、具体的な施策のためには、確かに、何歳ぐらいまでをめでにして、何歳ぐらいまでは別のところにどうのというのは必要だと思います。ただ、最初のほうで何歳が自立だというふうに、ここで打ち出すということは、私はちょっと一人歩きが不安でございます。

○工藤委員 反論のようですが、例えば、社会的に、こういう子どもさんたちもそうですが、一般的な若者に支援が必要だよねという形のときに、じゃあ、日本はどうであったかと言えば、本人の根性のなさとか甘えとか、親の子育ての失敗であるとかとって、いわゆる、個人と家族に責任を負いかぶせて長々と養育するようなシステムがあったがゆえに、社会的な子育ての仕組みが育たなかったというのも、一つ、僕は事実だと思うんですよ。日本では、いわゆる、いろいろな面で青少年に対する支援策も、家族単位とか個人単位に落としめられてきたという問題が、基本的に、そういう整備を妨げてきたということも、事実だと思うんです。

僕は、實際上、親が何歳まで育てられるのかというテーマを、本来なら考える必要があると思うんです。今の若者たちが子育てをする。じゃあ、現実的に何歳まで、本当に子どもたちを抱えて、食べさせていくというのはおかしいけど、養護してられるのか。しかも、厳しい時代で、アメリカン・スタンダードとか、経済状況が変わっていくときに、おそらく、多数派は、それまでの長年の養育というのが不可能な時代に突入するのだろうと思います。そのときの問題として、社会的なものとして、それを社会的に育てるよという仕組みをつくるには、ここで、一つの目安はつくったほうが僕はいいと思うんですが、いかがでしょうかね。

○山田委員 よろしいですか。まさに工藤さんの言うことは、私もいつも、そうだと思っています。ですから、私は逆に、18でも20歳でも、それが原則であり、18、20を超えた人に対しては、それは例外と言っはいけないのですけれども、自立の支援を何らかの理由で必要とする人たちに対する別の支援システムが必要だというふうにやっしてしまえばいいわけであって、それを25とか30まで延ばすということが、逆に私はよくわからないです。工藤さんがおっしゃっていることは私も同意していて、養育できないというのも変なのですけれども、社会的支援が必要な子どもたち、青少年というのはどんどん、20歳を超えても、親が抱えられない子どもが出てくるというのはわかると思うんです。しかし、それを、親の代わりとして見るのか、それとも社会全体の支援として見るのか。多分そこが対立点だと思うんですけれども、私は、原則として20歳ぐらいに自立すべきだと思っている立場です。ので、中に、20歳を超えた、ある一定の年齢を指定するということについては懐疑的なんです。

○鈴木委員 社会的養護に入っている、児童の自立は、どの程度のもを幾つまでぐらいにやるかということだったら、ある程度の政策論になると思います。「真の自立」という言葉では、なかなか難しいと思うから、そこは整理したほうがいいと思います。

私は、例えば、里親さんの御家庭にいる子どもにしても、施設にいる子どもにしても、何とか法の枠で保護できる間に、せめて自分で食べていかれるようにということは目標にします。精神的な意味で自立するということを考えると、そこまで保障することは絶対に今、無理だと思います。

○庄司部会長 施策的なことを考えたときには、年齢要件が非常に明確になるとは思いますが、この文章の中で年齢を明記するまでのことはいかなというふうに思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○福田委員 先ほどから話を聞いていて不満に思ったことが一つあります。物事を討議するときに、一般的なことと特殊なことと明確にわけて議論する必要があります。このことを念頭になく討議していくと焦点がボケます。簡単な言葉で言うと、私は今現実に話すべき内容は15歳であれ18歳であれその当事者がその年齢になると養護施設、すなわち住居を離れなくてはならないという特殊な問題だと思います。この現実に立脚しての議論が必要なのです。それは特殊なことです。でもこれを差し迫った課題として優先的に討議すべきです。それを施設にいない年齢の人たちまでを対象に広げて自立概念を一般的に持っていくと焦点がボケます。

現実に15歳であれ18歳であれその年齢になると無条件に退所せざるを得ない。この現実を踏まえた上の論議を展開したい。それでない一般的なものになって、自立は25歳までみるべきだとか抽象的な議論になってしまう。優先順位をつけて現状に対する対応と

年齢で対応できない自立できない人に対して自立援助ホームとかそのような話が出てきましたけれど、その中で特殊に限定していない人たちをも含めてどのような対応をするかというような話し方をすべきだと思います。

結論的にいうと、現実施設にいる児童がある年齢になるとそこから離れなければならない児童の事実を踏まえた上での議論を、この審議会の中で中心にすえて欲しいと願っています。

○田辺委員 私は年齢をあまり明記する必要はないのではないかと考えています。自立していくために社会的、心理的、経済的な要素を身につけて、そして、生きる力を養いながら社会の中で生きていくという過程の中では、お子さん、お子さんによって1人1人、年齢が違ってくると思いますので、ここでは細かい年齢は入れなくてもいいのではないかと考えています。以上です。

○村井委員 ちょっと私の意見が不足していたのでつけ加えますと、年齢をここに明記すべきというふうに私は言うつもりはなかったのです。ただし、この委員の中のイメージとして、真の自立というのを、死ぬまで自立の問題はつきまとうわけですから、どのライフステージの層を想定して、今、ここで自立の議論をしているのかという各委員の合意を形成すべきだというふうに申し上げたかったのです。混乱させて済みません。私も年齢は明記しなくてもいいと思います。しないほうがいいと思います。しかし、各委員の描いているライフステージのどこに焦点を当てるのかということ、合意しないと議論がまた混乱するのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○庄司部会長 多少幅はあるにしても、社会的養護のもとにいる、15歳、あるいは18歳で社会的養護を離れざるを得ない人たちを念頭に置いて、現行では、自立支援が不十分であるので、それをいかにここで施策的に意味のあるものをつくり上げていけるかというところは、多分、合意があると思うんです。ですから、もちろん、そのときの考え方によっては、生涯にわたってという考えもありますけれども、まず、15、18で出ていく人たちへの支援というところでは、およそ合意はあると思うんですが、いかがでしょうか。網野委員長、何か補足はありませんか。

○網野委員長 ちょっと、意見も含めてになりますが、3ページの下の趣旨で言えば、少なくとも、「真の」というのは込めないにしても、もっとストレートに言えば、自立支援を必要としなくなる時期までということですね。入所中の子どもの自立支援がすごく大切なのだということが、この後にいろいろ書かれるわけですね。それから、「措置解除」という言葉になっていますが、退所後、あるいは、里親の委託解除後も含めてという点が、もう一つの大きな要素なのではないでしょうか。

そういう意味で言えば、私は、その人が何かを求めてくる限りは、やはりソーシャルワーカー的なことも含めてケアが必要でしょうと。前に二度ぐらい言葉を出したかと思いますが、これは私の言葉ではなくて、ある方が使った「ツーサイクルケア」という言葉です。結局、児童養護施設とか、施設を出た後に、30歳になっても、あるいは結婚して子どもができて、やっぱり何か、それこそ「ふらっとホーム」的な意味で、保護を求めているわけではないけれども、何か相談したいとか、そうしたことを経験することで、自立の力を本当につけることができます。屁理屈を言えば、それはもう家族援助であって自立支援ではないとかになるかもしれませんが、私は、このサービスの内容から言えば、そのような人も受け入れるという趣旨はここに入っているのではないかなというふうに思うんです。だから、根本的には、あまり年齢にこだわってというよりも、イメージとして、どんな人を、どういう支援をするかということを中心に、この中に含んでいけば、最終的には、私は、「自立支援を必要としない時期まで」という、どうしようもない日本語になりますが、そう思って、今、受けています。入所時以降、その退所後も含めて自立に至るまでという趣旨が明確であればよいのではないかと思います。

○江川委員 全委員の中で最後に自立援助ホームを言うのではどうしようもないわけですが、まず、私たちは20年前ぐらいに養護施設の職員として「15の春を泣かすな」という合言葉のもとに、高校全入運動を展開して、東京都からも、高校に進む、それは成績の悪い子どもが行ける私立高校をも含めての高校進学のお金を出してもらう運動をやって、確かに、養護施設の高校進学率は、私が就職した25、6年前に比べれば圧倒的に増えています。

それでも、15歳を超えると、要するに中学の卒業式を超えると、それまでは、どうあがいても子どもを追い出すことができなかつた養護施設が、就職先さえあれば出してしまふことができた。これを私たちは「強いられた自立」と、ずっと青少年福祉センターを中心に呼んできました。

福田委員のおっしゃるとおり、終戦直後や昭和30年代、40年代は、まだまだ日本が経済的に成長段階だったので、そうやって若い労働力として養護施設の子もたちが、ちょうど集団就職と同じようにこき使われる労働力としてあったわけですが、15歳になって出してしまふ体質というのは、やはり今でも、経済的な発展を遂げて豊かな国の東京の養護施設でも、まだ多々あります。それは、とても扱いにくかったり、暴れていたり、人を傷つけたり、そういう子どもを出してしまおうという伝統がまだ残っていて、こういう席で、あえて言いますが、児童相談所から、18歳の誕生日を迎えたら、高校も行かず、それこそNET、働きもせず、施設でブラブラしている子は1カ月以内に出しなさいと言われることがあります。

18歳まで、そして、児童福祉法上で言えば、特別な理由があれば20歳まで延長できますが、その法律の枠の中で、例えば、社会的養護の子もたちが、ダラダラ養護施設でのんびり過ごすということは全くできていません。そういった意味で、福田委員の言うとおりの、

15歳、高校へ行けた子については18歳ということで、15、18で、やはり自立を強いられてしまう人たちと、一般的なパラサイトシングルやNEETの家庭的なバックのある子どもたちとは決定的に違うシステムだと思います。

今日、こうした形で社会的養護、私は「児童期に虐待を受けた子どもたち」という呼び方をしていますが、その子どもたちの施設退所後も何らかの行政施策を保障しようという、この中間のまとめを、とてもありがたい気持ちで読んでいます。何歳までもというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、何らかの形で、そういった施策が具体的に展開できるのを望んでいます。

○庄司部会長 ありがとうございます。この専門部会では、やはり、最初から自立とは何かというところに、それぞれの委員がこだわって議論してきたような感じがします。社会的養護の下にいる子どもたちを考えて、実際に生きていくための就労できる力と場を用意するというところに力点を置く考えもありますし、また、相談の場、あるいは、心の問題の整理、そういったことに、より重きを置く考えもあって、多分、ここでは、どちらかというふうには整理し切れなくて、両方、考えていこうということで進んできたと思います。そういった意味では、自立に至るまでというところは少し曖昧なまま、先へ進めたいと思います。

次に、これまでのところでもいいですが、第3の「社会的養護における現状と課題」、それから、本論になるわけですが、第4の「これからの自立支援のあり方」について御意見をいただきたいと思います。

○鈴木委員 その前にいいですか。5ページの「自立とは何か」で、自立の定義が入っています。多分、この辺の整合性をやっておかないと後でまずくなるかなと思っています。何と言ったらいいでしょうか。本当に心理的に充足した自立を目標としているのはいいのですが、そこまでやるのがなかなか大変だという中で、今、整理をしていると思うんです。

この5ページの「自立とは何か」という中で、例えば、「社会的、心理的、経済的の3つ」と規定してあるのですが、これで本当に大丈夫なのかなと思います。むしろ、2項目の金銭管理などができて、職場や地域の人たちとのかかわりの中で、相手を理解し、みずからの考えを伝えるコミュニケーション能力なんていうよりは、トラブルを起こさずのほうで、私なんかにとってはピタッとくるんです。ある程度、自分なりの生活ができるぐらいにしておいたほうがいいかなと思うんですが、社会的養護に入ってくる子どもということで、一般社会のいろいろな子どもを入れなくて、里親家庭であるとか、施設から社会に出た子だったら、そこら辺がいいのではないかと。最初、工藤委員が言われたように、自分で食べられるという表現が良いと思います。だから、転職を何回してでも、自分で食べられればいいぐらいに割り切らないと非常に大変だと思うんです。転職をしても、借金をしないでアル中にならず、ドラッグに手を出さなければ、私は今の世の中で、本当に、かなりいいのではないかなと思っています。ちょっとこの5ページと今までの議論との整合性を、どこかで御検討

いただけたらと思って、ちょっと申し上げました。

○庄司部会長 その5ページと今までの議論は整合性がとれていないですか。

○鈴木委員 3つの要素というのを厳密に言って大丈夫かなという気持ちがなかったわけではないですが、まあ、そうですね、ちょっとレベルが高い感じがするんですけど。働いて生活するための収入を得るとか、こういうことはいいと思うんですね。「3つの要素が総合されて生きる力」と、こういう表現でいいかなと、ちょっと懸念はあります。

それから、職場と地域との良好なかかわりを保って行って、良好なかかわりまで言ってしまっているのかなと思うんです。本当にここまでの自立ができるとしたら素晴らしいですが、ここまでの自立ができるための政策をつくるとしたらすごく大変だと思うんです。それこそ、乳幼児期の愛着関係からの保障を考えますと、それを本当に目標としたら、相当、政策的に力を入れなければいけないと思って、そこまで言っていいのかなと思ったのです。

といいますのは、本当に今、ちゃんと普通の家庭で大学まで出た方でもいろいろな問題を起こしている中で、自立困難さをすごく感じるから、余計に、どこを目標にしたらいいいかなと思って、ちょっと5ページの自立とは何かちょっとひっかかって申し上げたのですけれども、あまりこだわらなくても結構です。

○山田委員 後でまとめて言おうかと思ったのですが、どこかに、若年の雇用が不安定化しているとか、正社員での就職が少なくなっているとか、雇用が変化しているというのを入れておいてほしいんですね、「はじめに」でもいいんですけれども。多分、結局それが根本的な問題の一つだと思いますので。

○庄司部会長 それは最初にも言われたことで、むしろ、「はじめに」のところ、今の社会の問題として入れておくと。

○山田委員 そういうことがいいのではないかと思います。

○庄司部会長 はい。鈴木委員の御発言について。

○村井委員 現場の側から見ると、やはりそれはもっともかなとも思うんですけれども、ただ、私は、無難に、無難に生きていくということをあまり子どもたちに強いたくはない。すごく不安な雇用の状況ですよね。私がかかわっている青年たちが、やはり、若年労働者であるのに深夜労働を平気でやらされたり、若年労働者であるからといって時給の単価が落とされているのだけれども、しかし、青年と同じような仕事をさせられたりという現実が一方であるときに、でも、無難に、無難にというよりは、時には、権利を主張してトラブルを起

こすことも自立の中に入れてもいいのではないかと。そうすると、コミュニケーション能力というのは、きちんと物を言っていく、それによっていろいろな問題が起こったとしても、しかし、それは、その人にとっての必要な能力なのかなと思ったりすると、こういうふうになるんですね。実際に見ている先生たちの立場、職員の立場から言うと、そこは抑えてというふうになるのだろうなとは思いますが、しかし、私は、社会的養護の下に暮らしている子どもたちであるからこそ、いろいろな能力を言うと、やはりコミュニケーション能力という形になるのかなと思ったりするのですけれども。

○庄司部会長 そういった意味では、その趣旨は外れてはいないと思いますね。

○鈴木委員 本当にけんかしてもいいのだけれども、私が言いたかったのは、とにかく今、感情のコントロールができないで切れる子が多いから、切れないで我慢するぐらいの意味で申し上げたのですが、あまりこだわらなくても結構です。

○庄司部会長 それでは、第3、第4について検討していただきたいと思います。最初は、渡辺、村井委員から。

○渡辺委員 では、「社会的養護における現状と課題」のところでは、今日の子育て家庭が、どの家庭もそういった状況に陥りやすいということを、ここに文章として加えていただければということ。

それから2点目は、「施設における養育上の課題」の1項目になります。これは1項目に追加するか、もしくはここに差し込んでどうかということですが、施設の現状という意味では、職員配置基準の少なさから、特定の大人との基本的な信頼関係をつくっていくということ、これは日常的な精神的な安定を保障するだけではなくて、先ほど来出ています、他者との関係を形成していくときの基本的な人間関係の経験という意味においても重要であるにもかかわらず、それが十分に形成できる体制が確保されていないという点です。

3点目、お配りしている資料の4ページ目になりますが、この養育上の課題で、1点つけ加えていただきたい新たな視点として、学習保障のことです。入所前の家庭生活の中で十分に学習ができる環境でなく、なおかつ、入所後十分な学習保障がされていない中で、学習権というのがどうなっているのかということ、具体的な文章でこちらに書いておりますので、内容はお読みいただければと思います。

さらに、本日の資料4で行きますと、8ページの一番上の項目の部分になりますが、「年少の子どもがいじめや性的虐待を受けた例が」とあります。そこに加えて、「職員からの不適切な養育、あるいは虐待を受けた例が散見される」というふうなことを入れていただければということ。これだけでは職員の抱えてしまっている問題という意味では不十分ですので、この項目に虐待を経験した子どもたちが抱えてしまっている問題に対応す

るためには、施設職員が高い専門性の確保と、それから心理的なサポートが必要であるにもかかわらず、そういった十分な体制が整っていないために、職員自身が追い詰められてしまうというような内容の文章を、養護上の課題、あるいは今、施設が置かれている現状認識として入れていただいてはどうかということです。

9ページ、10ページについては御覧のとおりです。村井先生、13ページのロールプレイや施設体験のところをお願いします。

○村井委員 この件は、施設実習というふうに限定しないで、もうちょっと様々なことを想定できるように体験学習もしくは体験実習という形で、この中に施設実習も含まれるわけですけれども、もう少し、例えば、先輩に当たる養育家庭での研修なんかもいいのかなとか、思いつきですけれども、そういうことで広めようということです。

16ページの「グループホーム制度」に関してですけれども、バックアップや職員トレーニング及びスーパービジョン等、それからグループホームの状況把握とサポートにも努めなければいけないという形で、それは里親さんもグループホームも小規模で、少人数でやる良さとともに、やはり、孤立させないように、孤立してしまわないような言葉ということで「サポート」という言葉、それから、これは渡辺委員が入れたのですけれども、「スーパービジョン」という言葉を追加させていただきました。

最後は20ページの3項目、「継続支援のネットワークの構築」。自立援助ホームだけではアフターフォロー全体の機能を持つことは困難であるというふうになりました。ここを讀んでいると、都内の自立援助ホームの先生たちの顔がチラチラと浮かんで、「そういう機能をやっているよ」というふうに言うと思うんですけれども、でも、今、私たちがこの審議会でやろうとしていることは、やはり、自立援助ホームだけで担うのではなくて、ネットワークの中でということ強調するために、この文言、「だけでは」というのを入れて強調してみました。以上です。

○庄司部会長 施設、里親の現状と課題に関することと、それから、あとは乳幼児期からの育ちが自立支援に重要だということで、施設、グループホームなどのあり方について補足をしていただきました。

今のお二人の御意見について、あるいは、それぞれの委員の御意見はいかがでしょうか。

○山田委員 主に、文言について何点か書き込みをお願いしたいと思います。まず、7ページの「社会的養護の状況」で、1項目目、2項目目に「育児の経験不足や身近に相談できる者が少ない」とあるんですが、何か、心理的要因のみでこういう問題が起きているように見受けられます。我々は別の部会で虐待ケースを取り扱っているのですけれども、やはり、最近、生活破綻、経済的破綻をしている家庭での困難性というのが、どうも増えてきているような気がします。特にここ5年で児童虐待の相談が増えて、ここ5年で経済的に不況が深刻

化しているということです。ただ、心理的な問題だけではなくて、経済的に破綻する中で養育困難に陥るといっても、ぜひ、つけ加えていただきたいというのが第1点でございます。

第2点は、里親もしくは養育家庭の問題なんですが、私は内閣府の21世紀ビジョンの生活地域の委員をやっているのですが、そこでも、日本は寄付とか、こういう里親とかボランティア活動というのが欧米に比べて非常に少ない。特に、そこで議論されたのは、金持ちほど寄付が日本では少ないと。日本で寄付とか里親になるのは、本当に中ぐらいで善意の人が多く。それに対して欧米では、マイケル・ジャクソンまで行ってしまうと困るのですが、映画俳優とか野球の選手とか、里親をやっていることが非常にステイタスで尊敬されるという風土風潮が非常に強い。ただ単に、養育だけではなくて、寄付とかボランティアとか、そういうこともそうなのですが、そういうことも、なりたくない理由で、「経済的余裕がない」と言えば当たり前ですので、そういうところよりも、もう少し、書き方は非常に難しいと思いますけれども、周知徹底とかということだけではなくて、文化的な風土なりを推進しようとか、そういうことを少し盛り込んでもらえればと思っております。

○庄司部会長 それは、文化的風土ということでもいいんですか、それとも、税制の優遇とか、そういったことではなくて。

○山田委員 そうですね。やっぱり、議論の中で、キリスト教的基盤に基づくところと、家族的なところでは、なかなか根づかないなというのが、いろいろ議論されているのですが、多分、税制等でも、やれば多少は増えてくるのかなと。それよりも、子どもを養育する家庭こそが尊敬される成功者であるといったような風土風潮というのを広めることも大切ではないか。ただ、これは一朝一夕な対策ではないので、もし、よろしければ、海外の養育との比較は出ているのでしょうか。欧米では養育が多いという記述が。

○庄司部会長 ありますね。

○山田委員 たしか、ありましたね、どこでしたか。

○庄司部会長 「欧米諸国では里親制度が中心であるのに対して」と。

○山田委員 ああ、中心と。例えば、何%ぐらい、何家庭ぐらいあるとか、そういうものも実際の数値としてあったら、多少は理解が進むかなという気がいたしました。その数値だけでも、入れてくれればと思います。

あと、11ページのところで、これも整理していただいたのですが、結局これは、現在の若者の状況、例えば、高卒や高校中退者の就職者と比べてどれぐらい違うのかということ

示していただければと思います。高卒で就職した人と、社会的養護を受けた人というのがどれだけ違うのか、それとも、そんなに変わらない状況なのかというのを、もし比較するデータがあればお願いします。

あとは、正規職員になったか、非正規の職員になったかというのは、データはあるんでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長　ございます。

○山田委員　でしたら、そちらのほうも出していただけたら、これだけ非正規が多い、正社員は少ないのだというデータになるので、入れていただければと思います。以上です。

○庄司部会長　はい、ありがとうございます。社会的養護の下にいる人について、就職だけではなく、進学率なんかのデータも、たしか、あると思いますね。ほかにいかがでしょうか。

○工藤委員　概要の方の4の(3)、心理的自立に向けた支援のところにある助走期間というのは。

○庄司部会長　新しく出てきましたね。

○工藤委員　助走期間というのは何を想定しているのか。園にいる間なのか、あるいは、そこを出されたか、出たかしてからのことか。僕らで言うと、例えば、最終的に自分一人で生活できるようにするための、ワンルームマンションというのを持っています。そこで実際に、自分の生活を、どうやったら生活できるか、水を出しっ放しにしないでいなければ水道代が高いぞ、みたいな、そういうものの経験をさせるというか、してもらうためにあるわけです。そういうものが助走なのか、よくわからないのです。「助走期間の充実」と言われるとちょっと。

○庄司部会長　説明してもらえますか、事務局のほうで。

○中山少子社会対策部計画課長　助走期間という言葉は、前回までは、この概要の中に入っていなかったのですが、中身は、もう既にこの審議会でいろいろ議論されてきたことそのものです。要するに、自立というのは、施設等を出た段階からスタートではなくて、実際は施設に入所したときから始まるのだと。そういった意味では、ある程度の期間をかけて、きちんとした計画のもとに、施設を出るときまでを視野に入れた自立の計画というものがきちんと計画的になさなければならないと、そういうことそのものをあらわす言葉とし

て「助走期間の充実」と書いたということでございます。

○庄司部会長 そうすると、ここで意味しているのは、入所時点から退所に向けた計画的な支援ということで助走期間というふうに使っているという感じですね。ここでは、そういう使い方をしていると。自立がジャンプであるならば、助走だと。

○工藤委員 イメージは、もうちょっと長いスパンで何か支援しようよという形で、助走期間をもうちょっと長目に持とうと書かれたのかなと思ってお聞きしたんですが。

○中山少子社会対策部計画課長 ええ、言葉は、本当にこういう言い方をたまたましているだけありますから、もし、ほかに、いい言葉でアピールできるような、かわる言葉があれば、ぜひ、御紹介いただければと思っております。

○工藤委員 もう一つ、(4)なのですけれども、地域の企業等と連携した職場体験というのがありますね。僕は、ちょっと気にはなっていたのですけれども、養護施設というのがあるって、そうすると、その周辺の地域の企業さんへの就職率というのは高いんですか。地域等と連携した職場体験ということは、職場体験は単なるスキルアップなのか、あるいは、そういう地域で一つのポジションを持って生きていくような基盤というのか、そこで就職できたりとか、そういうシステムのことを指しているのかなというふうに思うんですが、そうすると、地域というのはどういうふうなイメージを持てばいいのかというのは、ちょっとわかりづらいのです。生きていくための、その子が生きていくエリアみたいなものを想定した上で、その地域で企業さんなんかでの就労体験とか技術体験をするのかということ、ちょっとお聞きしたかったのです。

○庄司部会長 ここは、企画起草委員会で議論した結果がまとまっていると思えますけれども。

○工藤委員 そうすると、例えば「自立援助ホームを中心に若年者就労支援ネットワーク」というふうになると、これはいわゆる地域みたいな形を想定した上で就労支援のネットワークを想定しているということも考えられますよね。実は僕は明確化したほうが良いと思っているのですが、養護施設にいる子どもたちが、地域ということ意識されて、そこで生きていかれるのなら、本来なら、かなりいい条件がつけられる可能性があるというふうに思ったりするんです。ですから、それを目的として、あるいは方向づけをして、体験みたいなものを充実させようという形であればということ、それをもう少し明確にしてもらえたらいいみたいなどころはあります。

○庄司部会長 目標にしてということではあると思うんですけども。

○江川委員 審議会にいらっしゃった金子運輸さんのようなことを、ここではイメージしているので、体験だけではなくて、就職する企業ということでもある。

○庄司部会長 ただ、金子運輸というのは都内の1か所しかないですよ。そういった意味で、あぁいった企業などが施設の周囲に選べれば、あるいは、施設や行政もそういったことを進めていくということが求められているというふうに言えると思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大谷委員 表現のことで二つばかりございます。16ページに「グループホーム制度」というところにいろいろ書いてある中で、グループホームというのは子どもの育ちにとって望ましい運営形態であるとなっているのですが、現状で行くと、まだあまり広がりが無いというふうにしてございまして、ネックになっているのが一体何なのかということです。これを今後広げていこうという書き方でございますので、そういう方向であれば、その辺のネックというか、問題点がこうなので、これを解消しながら広めていきたいと、そのほうがもう少し動きとして明確になるのかなという気がするということが1点。

次に18ページの二つ目の○に、家族の再統合の記載がございますが、この文章で、「家族の再統合の努力も怠ってはならない」というのは、表現としてやや弱いかなと。これが、本来であれば一番戻すべき形であろうかと思っておりますので、その下の○には、「取組に力を注ぐ必要がある」というふうに前向きに書いてございますけれども、もう少し積極的な意味合いの表現に変えていただけたらどうか、その2点でございます。

○庄司部会長 はい、ありがとうございます。家族の再統合、実際にはなかなか難しい面はありますが、そういう努力は必要で、もう少し積極的な表現ということがありました。それから、グループホーム制度は望ましいけれども、なかなか進まない。進まない理由を事務局では、どんなふうに認識していますでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 今、都内では41か所ございます。これは社会的養護の全体に占める家庭的養護をさらに広げるということを念頭に置きますと、100か所程度必要かなというふうに考えておまして、そこに向けて今、取り組んでいるところであります。一つは、借家の場合と、それから、土地を確保して、そこに自前といいますか、施設を建てるという二つの形態があります。借家も、6人程度の子どもさんが住むということと、職員がそこに寝泊まりする場所ということで、全体としては4LDKから5LDKぐらいの居室スペースが必要になるので、この確保について、多摩地域ですと、物件そのものは結構あるんですが、23区内になってくると、なかなかそういう物件を確保することが難し

いというような状況がございます。

○庄司部会長 建物の問題と、それから職員の割合は、一般の児童養護施設よりも高くなりますよね。これで行くと、1対3かな。

○平山少子社会対策部育成支援課長

はい。3対1ぐらいです。

○庄司部会長 それはお金がかかるわけだけれども、都としては進めたいというのがありますので。

○江川委員 グループホームを、去年と今年と1件ずつ作りつつある子どもの家の者として、最大のネックは、やはり、17ページの3つ目にも書いてありますが、過重な労働ということです。具体的にいえば、確かに、3人の子どもに1人が配置されているといっても、6人定員で、仮に2人だけだったとすると、毎日、宿直者を置かなければいけないわけですから、2人だと、月に15泊ずつ、自分の自宅ではなく、職場で泊まらなければならない。15日泊まっていると30日間の勤務になるということで休みがないと。宿直補助者であるとか、3人目のスタッフを入れて、約2.5人体制と呼んでいるんですが、2.5人の職員でやっているとしても、月10泊をするというのがグループホームの開設の、施設サイドからすれば一番のネックになっています。

このことは、6人定員の自立援助ホームも全く同様でして、私も自立援助ホームの職員ですから、月に10泊ほど、あすなろ荘で宿直しているんですが、宿直体制というのは、夫婦制でない限りはなかなか難しく、一番のネックになっているところかと思います。

そしてもう一つ。グループホームを地域の中に開設するときには次のネックになるのは、御近所の理解ということになります。どんな子どもたちが来るかわからないというところで、やはり、内緒でやるわけにはいきませんから、大家さんにも説明をし、そして、その周りの近隣の方々にも説明したときに、往々にして反対運動というか、断られることもあります。それから、そういった子どもたちが学区内に入ることによって、これは養護施設と同じですけども、その学校の教育のレベルが下がるとか、荒れるとか、そういうふうに誤解されることもあります。例えば、「小さなかわいらしい子どもたちです」なんて言うとう理解されるのですが、ちょっと茶髪で、たばこぐらいはいつも吸っているぐらいの少年だと、自立援助ホームの場合、ほとんど、周りの方々からは危険なところと見られるので、そういったものが、やはり現実的には、設置者の側から言うと、ネックになっています。

経済的な面は、東京都が潤沢に応援してくださっているので、グループホームについては、借家もできるし、いろいろ形ができるので、問題はそこだと思えますが。

○工藤委員 江川委員にお聞きしたいのですが、東京都の場合は潤沢な資金を投入しているということは、職員が2人じゃなくても宿直みたいなものがほかにも回せるというふうに解釈していいのでしょうか。

○江川委員 今の潤沢なのは、家賃とかそういう面で、職員配置は、やはり。

○工藤委員 これは、僕らもそうですが、施設本園と比較してじゃなくて、本当に過重な労働になっていることは確かなんです。この部分を強調して、ここにもう一つ何かの資金が入らないと。今言ったように、我々は月に10日なんていう宿直は当たり前で、僕のところの職員でも12日ぐらいだと思います。そうすると、これを2人でやるとしたら、本当に15日、しかも、多分、昼間までやっている、休みがないどころか、過労死したってしょうがないような労働条件になると思うんです。その部分に、何か一つ、言えるような言葉を、ぜひ、盛り込んでいただけたらありがたい。

○庄司部会長 ぜひ、入れたいと思いますが、実際にグループホームをいい形で運営するには、どれぐらい職員が必要ですか。

○江川委員 これは二律背反になるんですが、例えば、私はもう自立援助ホームをもう16年やっています。今日も実は、宿直明けで1時間ぐらいしか寝ていなくて、きのうの朝から勤務していますが、まだ勤務中です。そういった意味では、過労死しないのが不思議なぐらいです。グループホームや自立援助ホームは、少ないスタッフが濃密な連絡や相互理解のもとに子どもを育てていこうというところなので、あながち、人数が増えればいいというものでもないという二律背反があります。ですから、理想的には、やはり夫婦制だと思うんです。夫婦制の場合には、宿直とか、そういう概念はありませんし、例えば、旦那さんはほかにお仕事を持っていても構わないだろうと思いますし。そういった意味では、本来的には夫婦制なのだけれども、何というんでしょうか、3人いればいい、4人いればいいというものでもないんですよ。

○工藤委員 それは、例えば2人宿直制をとるとなれば、かなり楽になると思うんですね。要するに、同時に2人宿直がいるということによって、宿直体系が、1人が変わらないとすれば、固定制から安定すると思うんです。例えば、2人の職員、本職員とは言いませぬけれども、いますよね。それが割れるとしても、そこに宿直員がもう1人入れれば極めて楽になると思うんです。僕らは今、その2人宿直制に移行しているのですけれども、そこでは楽になってきているなということを職員としても実感しています。要するに、1人だけで緊張感を持ちながらずっといるというのは、何か物事が起こった場合には大変な形ですから。寝ることに関しても完全に寝ているという状態ではないです、宿直するということは。

ですから、本来で言うと、そういう補助者みたいなものが入れるような資金とシステムを充実するみたいな形でいかないと、これは増えないと思います。こんな福祉的な分野で、こんなに大変だったら絶対にやりたくないという形になると思うので、ぜひ、その部分は強い文言で入れていただきたいと思いますが。

○庄司部会長 望ましい養育形態であるなら、働いている人が過労死しないような体制にしなければ、とても発展は望めないですね。もうあまり残り時間がないのですけれども、この第3、第4については、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○鈴木委員 14ページの里親のところなんですけど、○の上から5つ目の下あたりに、市区町村のショートステイ事業で、短期里親、養育家庭さんも使っていることになって、その事業をやろうと思っているのですが、養育家庭さんは、地域の子育て支援の輪の中に入れるような働きをしていただいて、そこで普及を図ったらと思うんです。里親制度を市区町村の子育て支援の輪に入れて、それで普及を図る。だから、必ずしもハードなものでもありませんよ。それによって里親さんのステップアップを図って、将来的には専門里親と、そんなことをちょっと入れていただけたらと思いました。

○庄司部会長 フレンドホームとか、ファミリーサポートなんかとの関係も持ちたいですね。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○網野委員 全体的に自立を支援するというところに非常に重要な視点を置いてまとめているという点で言いますと、だれが自立支援をするかというところでの記述が、もし可能ならばほしい。当然、すべての里親さん施設の職員がかかわることになると思うんですが、例えば、3ページにの1の、下から3つ目の○のところでも2行目以下に書いているようなこと、「保護という感覚から抜け切れずに自立の支援という意識が十分浸透していない施設がある」というふうなこととか、それから、それぞれが交代勤務で、個々の子どもの状況に合った支援が難しい。これがかなり自立支援の必要性の背景として大事だと思います。

その流れで言いますと、7ページの(2)施設における養育上の課題というところで、どちらかというところの3ページの趣旨を受けていると思うんですが、個別的な自立支援には一定の限界がある、それではどうしたらいいだろうかという流れで見ていると、13ページに書かれています、どういうふうに進めていくかというところの下から3つ目の○ですが、自立を支援する機能、アフターフォロー機能、家庭環境を調整する機能、このようなものを行っていく。結局は、だれが行うのだろうかというところを、今度のこの中間のまとめで、もうちょっと明確にしたほうがいいのではないかと思います。

18ページで、児童相談所の家庭復帰支援、それから乳児院、児童養護施設の家庭支援専門相談員というふうなところに触れていますが、東京都として、国の制度に限らず、ちょう

子ども家庭支援センターを国全体に広げていったように、もし、この自立支援ということを実際に考えた場合、児童指導員、保育士の役割として、十分確認して、養成も含めて、現場での仕事の内容で高めていく、これは一つ、明らかにあり得ると思うんです。しかし、もう一つ、そういう総体的な、1人1人の子どもの特徴や自立ということをとらえながらかわっていく専門的な人が必要なかどうか。ここでは、これまであまり議論されませんでした。

「自立支援員」という言葉で言いますと、児童自立支援施設と同じ名称になりますが、そういう自立支援をかなり仕事のウェイトとして置く人がいるのではないかと。どちらかというところ、児童指導員は、生活指導、学習指導、職業指導も含めた部分もあると思いますが、そのような趣旨から言うと、保育士、児童指導員だけで、本当にこれだけ書かれていることができるかどうか。さらに、退所した後、措置解除された後の全体的な視点で見た場合、自立援助ホームは、多分、それが目的ですから、そのことはかなり踏まえていると思いますが、そういう点で、職員、あるいは専門職員の体制について、やはり、触れることができるなら触れたほうがよろしいのではないかと。新しい制度としての職員を置いても、それがうまくいくかは非常に疑問な点もありますので、家庭支援の部分が、だんだん施設なり、里親はちょっと別としても広がっていく中で、子どもの自立支援ということの専門的なスタッフをどうするかということについて、独立に設けるか、あるいは現在の児童指導員ですか、何か言及したほうがよろしいのではないかと。思います。

○庄司部会長 以前にも、実際に職場との連携を図るような職員の必要性が議論されたように思います。それから、21ページの一番最後のところで、ネットワークということで、自助グループなども施設を出た後、必要になってくる。そうすると、そういった施設にいる間の自立支援だけでなく、施設を出た後のこういう自助グループやネットワークの参加なども支えるような、そういった人というイメージでしょうか。

○網野委員 そうですね。

○鈴木委員 ここまでのことを入れ込んでいいのかどうか。今、網野先生がおっしゃったように、私も、1人の子が自立するまでのプロセスをだれが見届けているのかなと思うんです。ライフブックをつくるみたいな試みもできているのですけれども、やはり、児童相談所のケースマネジメントというんでしょうか、その子を自立させるためにどういうプログラムで、施設で何をやってと、そこをきちっと押さえないと、それぞれのところが努力して、トータルでどうなのかということがあるかと思うんです。だから、「ケアの連続性」という言葉を随分言ったのですが、一体だれがそれを自立するまで見届けてプランを立てるのかなというのがありまして、そこまで入れ込んでいいのかどうか、ためらっていたのですが、ちょっと参考までに。

○庄司部会長 とても重要ですけれども、現行の施設、児童相談所で、そこまでできる体制があるかなど。そこがやはり、里親と違うところかなというふうに思うんです。まあ、そう言う施設の人から怒られるかもわかりませんが、やはり、その子の生涯にかかわるような人が、こういった形で置けるか。工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 「おわりに」のところ、これはいつも気になるのですが、民間と協働すべきなのはわかるのだけれども、どういうことを協働すべきなのか。NPOの側から言いますと、何が欲しくて、何をすればいいのか、そういうものがわからないわけです。そうすると、協働しようと思っても、何を協働できるから協働しましょうと、何が要求されているのかというものを少し入れ込んでもらわないと、我々、協働と言われても、どういうふうにすればいいのか。協働すべきというのはスローガンとしてはわかるんです。協働すべき一方の、例えばNPOに何がしてほしいのか、何をすればいいのか、どういうものが必要なのかという問題を、本当に言っていただけて、あるいは、そういうことを養護施設とか、そういう人々と話し合っていければ、こういう形で協働しましょうということが成立するのですが、そういう具体的なものとは言わないですが、そういう場を設定するとか、ここをちょっと、次年度にでも、そういうことが何か考えられるような会議とかができるといいなと思っています。より具体的に、じゃあ、どういうふうに協働するのかと。

○庄司部会長 工藤委員、民間の立場では、こういったことができるのか、こういったふうに行行政にしてほしいとかというのはありますか。

○工藤委員 例えば、保護観察処分の軽い人々を何とかボランティアであるとか何かで受け入れてほしいと。それはいいんですが、僕らは、どういう内容をそろえれば、その子たちにとって体験的なものとして充足するののかというのを言ってもらえるとありがたいなということなんです。僕らも何をやっていいのかわからない。できそうな団体に対して、こういうことをやってもらえたらいいなというものが出てくると、それに対して、準備をして具体的にできますよということになるので、そういうことを調停したり、あるいは考えるような機関があると、もうちょっと広がるのではないかなというふうに思っているんです。

○庄司部会長 同じように、養育家庭の施設実習とかでも、どういうことが施設は求められているのかということが明確になると、施設も受け入れやすいというのがありますよね。少し考えて、具体的にできることはしたいと思います。どうぞ。

○瀬戸委員 ここでいろいろな提言がされていて、東京都に対してもたくさんの注文があって、ほとんど、内容は賛成なのですから、これをすぐ自分の仕事に結びつけて考えて

恐縮なんです、何が見出しになるだろうというふうに、このまとめを考えたときに、大体、先ほどから話しているように、都民にアピールするということであれば、都民は全部、最初から最後まで厳密に読んで判断してくれないです。そういう意味では、この骨子というものの書き方が非常に重要になると思うんですけれども、こういう形です出すのかわかりませんが、これを見ても、やはり、何がポイントなのかというところがよくわからないところがあると思うんです。

例えば、考えたわけではないですけれども、ふと頭に浮かぶのは、家庭的養護の割合を3割にせよという数値目標を入れてやっているあたりが見出しどころになるのかなという気もするんですけれども、そういう、たくさんの注文をして、それぞれ大事なことであるのを、もう少しわかりやすくまとめたような内容のものが欲しいなという気がします。新聞記者はがさつですから、あまり読みませんしね。実際に、書いて新聞が大きく取り上げるのはいかどうかというのは、また別な問題でして、今の教育の取り上げ方というのは、かなり見当外れなことが書いてあって、大きければいいというものではないのですけれども、それでも、せつかくこれだけのことを注文したなら、できるだけ理解してほしいというのが当然あるわけですから。今ちょっとお話にも出たけれども、民間と協働すべきというあたりも、具体的にどういうところでやったらいいのか。それから、「おわりに」のところにある、東京都だけでは実現困難な云々というのがありますけれども、これが、例えば「等」と書いてありますけれども、こういうところに、本文中でも幾つか出てきているのがあると思いますが、そういうことを言うてはどうかと。ここで言うと、家庭養護の促進、それから、グループホーム、施設本園への改革あたりが核になるのでしょうか、そのあたりをアピールする。

それともう一つ、最初に言ったこととつながるのですけれども、一般的に、必ずしも今、こういう福祉とかいうことに温かではないという風潮が、いわゆる「自己責任」という言葉で象徴されるように、あるのですけれども、そうではないのだと、これは、こういうことのできる社会こそ強いのだという意味での必要性というものを、もう少し訴えるようなところを、「はじめに」か「おわりに」あたりでまとめて書いていただくと、より説得力があるのではないかという気がします。以上です。

○庄司部会長 ありがとうございます。この、特に第4のところは提言になっていますけれども、○を見ると、提言と事実の説明とが入り交じっていて、そういう意味で、御指摘のようにわかりにくいというところがありますので、提言のところは提言としてもう少しまとめるなどの書き方の工夫をお願いしたいというふうに事務局にも言ってあります。どういった形になるか、ちょっと事務局で検討してもらいたいと思います。

まだ、いろいろご意見はあるかと思いますが、既に時間が過ぎていきますので、一応、これまでとさせていただきます。なお、御意見があったら、次回は3月に委員会がありますけれども、その当日などではなくて、今後、1週間以内ぐらいに事務局へ御意見を送っていただきたいと思います。その後、事務局と私のほうで整理して、3月の委員会の前にお送りして、

ただ、3月は、できたら議論するのではなく、確認をして一応、「中間のまとめ」を提出したいというふうに考えています。

そういうことで、今日の委員会はここまでとしたいと思います。今後のスケジュール等について、事務局からお願いします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、事務局から、今、部会長からお話ししたような今後の予定をもう一度申し上げます。3月22日に本委員会でこの中間のまとめを、一応、審議会全体として承認いただくということを予定しております。今日は、第4回専門部会ということで、企画起草委員会の案に対していろいろな御意見をいただきました。事務局のほうで至急、整理をいたしますが、また、皆様方、今日言い残したような御意見がありましたら、早いうちに事務局のほうにお出しいただきたいと思います。その御案内をいたします。

次回は、いきなり本委員会にかけるということではなくて、専門部会として最終案を了解し、それを本委員会に提出するという手続きを踏ませていただきたいと思います。私どもが考えているのは、3月22日の本委員会の前に専門部会を開催し、合意をいただいた上で本委員会を開催、そこで提出するという段取りとさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。本当に御熱心な御議論をいつもいただいておりますし、これは、あくまでも中間のまとめという整理ですので、またいろいろな課題もこれから、場合によっては出てくると思いますので、それは最終の意見具申に向けて、またいろいろと課題を整理すべきところはした上で御議論をいただければというふうに思っております。

そういうことで、次回は3月22日を予定しております。また御案内を差し上げますけれども、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○庄司部会長 どうもありがとうございました。

閉会